

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	三菱化工機株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Kakoki Kaisha, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高木 紀一
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
【電話番号】	044-333-5354
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 田中 利一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
【電話番号】	044-333-5354
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 田中 利一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第91回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 定款一部変更の件

次のとおり当社定款を一部変更する。

当社及び当社子会社の事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、定款第2条（目的）に事業目的を追加する。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第24条（取締役の責任免除）第2項及び定款第30条（監査役の責任免除）第2項の一部を変更する。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、補欠監査役の選任決議の有効期間に関する規定である定款第27条第3項の根拠条文の項数が変更となったので、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、高木紀一、高橋泰、宮崎敏男、新下正彦、伏本浩、木曾敏浩、加藤博樹の7氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、加藤豊、船山卓三、吉川知宏の3氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、早野博史、宇佐美豊の両氏を選任する。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する山中菊雄氏並びに監査役を退任する新下正彦、早野博史及び秋山正明の各氏に対し、当社所定の基準及び従来慣例に従い、相当額の慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等は、取締役分については取締役会に、監査役分については監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第1号議案	51,651	118	0	(注)1	99.26	可決
第2号議案	51,674	95	0	(注)2	99.31	可決
第3号議案				(注)3		
高木 紀一	51,514	255	0		99.00	可決
高橋 泰	51,544	225	0		99.06	可決
宮崎 敏男	51,526	243	0		99.02	可決
新下 正彦	51,519	250	0		99.01	可決
伏本 浩	51,510	259	0		98.99	可決
木曾 敏浩	48,402	3,367	0		93.02	可決
加藤 博樹	50,977	792	0		97.97	可決
第4号議案				(注)3		
加藤 豊	51,578	189	0		99.12	可決
船山 卓三	50,297	1,470	0		96.66	可決
吉川 知宏	51,595	172	0		99.16	可決
第5号議案				(注)3		
早野 博史	51,586	182	0		99.14	可決
宇佐美 豊	50,231	1,537	0		96.53	可決
第6号議案	45,789	5,921	0	(注)1	88.00	可決

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上